

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月18日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

理 由

沖縄県本庁舎の改修による執務室等仮移転に伴い、沖縄県教育庁組織規則の規定を整理する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

【参考・根拠規定】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（事務局）

第17条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

別紙

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「那覇市泉崎1丁目2番2号」を「那覇市寄宮1丁目2番16号」に改める。

附 則

この規則は、令和8年2月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

本庁舎の改修による執務室等仮移転に伴い、沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を改正する必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 教育庁の本庁の位置を那覇市寄宮1丁目2番16号に改める。（第2条関係）
- (2) この規則は、令和8年2月1日から施行する。（附則）

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第17条

5 関係各課との調整状況

総務部管財課と調整済み。

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 参照条文
- (3) その他参考となる資料

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）新旧対照表	
	改 正 案 現 行
(趣旨) 第1条 (略)	(趣旨) 第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するため、教育委員会の事務局の内部組織及び分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。
(事務局の名称及び位置) 第2条 (略)	(事務局の名称及び位置) 第2条 教育委員会の事務局は、沖縄県教育庁（以下「教育庁」という。）と称する。 2 教育庁の本庁（以下「本庁」という。）は那覇市泉崎1丁目2番16号に置く。 2 教育庁の本庁（以下「本庁」という。）は那覇市寄宮1丁目2番2号に置く。

参照条文

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和二十一年法律第二百六十一号)

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他
の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体に
おける教育行政の組織及び運営の基本を定めるもの
を目的とする。

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させ
るため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規
則で定める。